Sendai City

男女共同参画の視点からの行政広報物における表現のガイドライン

～ アンコンシャス・バイアスに気づく ～

-第4版-

Contents

▶ 01 はじめに p.01

▶ 02 表現の留意点 p.02

▶ 03 気づきのポイント p.11

▶ 04 チェックリスト p.12

▶ 05 さいごに p.13

▶ 06 コラム p.14

01 はじめに

ガイドラインの改訂について

本ガイドラインは、市がさまざまな広報物を作成する際に、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」にとらわれることなく、男女共同参画の視点からより望ましい表現を用いることができるよう、参考としていただくことを目的としています。平成11年に初版を刊行してから26年が経過し、当時とは社会情勢もさまざま変化していることから、この度、改訂版を作成しました。

広報物において、無意識のうちに「男性はこう」「女性はこう」といった思い込みに基づいて表現をしてしまうと、そのような表現を日常的に目にする人々の意識には、かたよった思考が浸透していってしまいます。市の広報物が固定観念や偏見の助長につながることのないよう、また、アンコンシャス・バイアスへの気づきのきっかけとしていただけるよう、本ガイドラインを活用していただければ幸いです。

02 表現の留意点 - その1 -

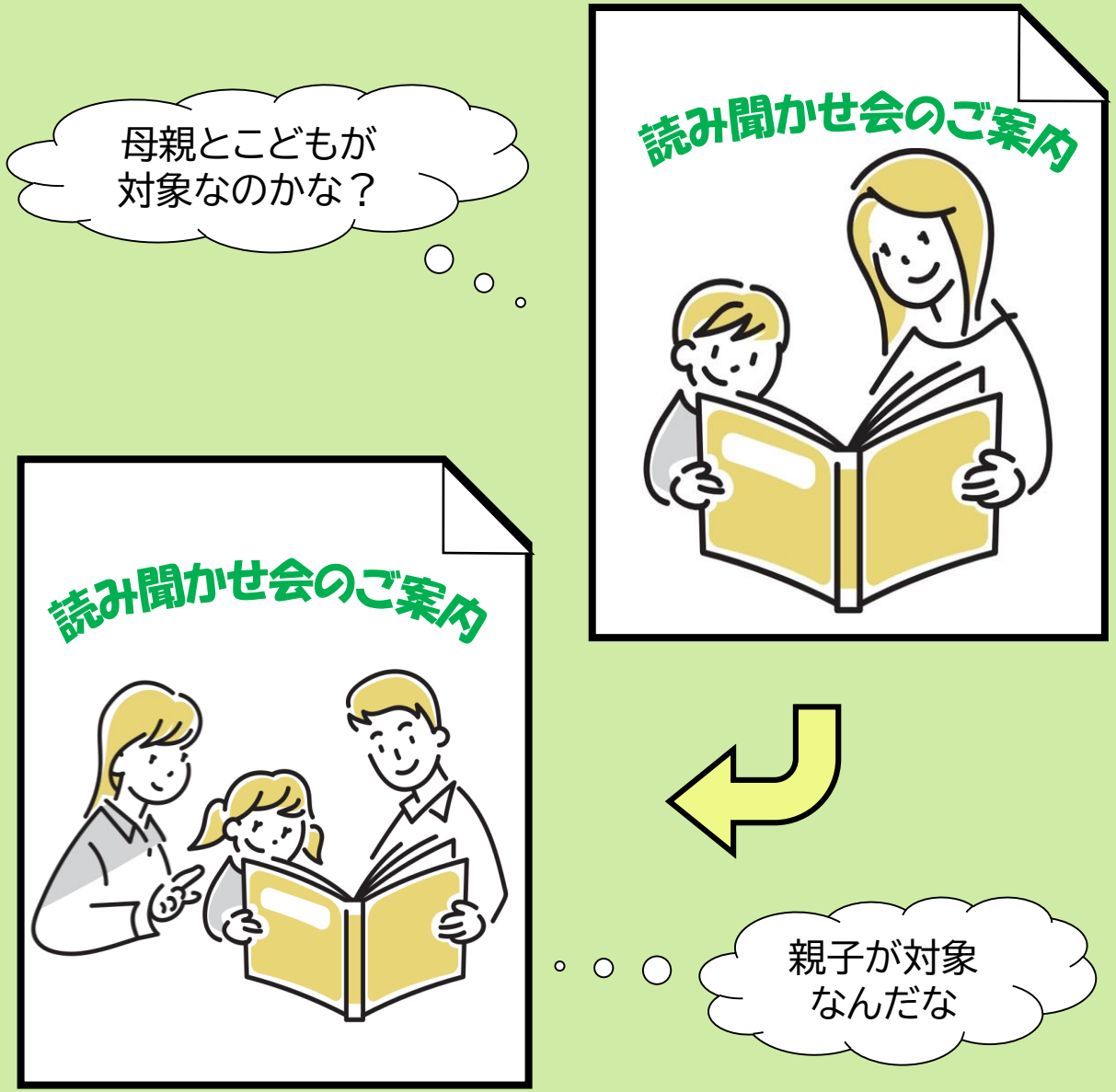

登場人物の性別にかたよりはありませんか？

すべての人に届けたい情報なのに、表現によっては、男女のいずれか一方だけが対象と受け取られてしまう恐れがあります。

すべての人を対象とする場合は、性別や年齢、職業などがさまざまであることを意識して表現しましょう。

発信する情報の全体で、男女のバランス（イラストの比率を同じにするなど）をとろう！

02 表現の留意点 - その1 -

男性向け
家事育児応援セミナー

○ 男性を対象とした事業のため男性を取り上げる

【未就学児のいる男女の一日の平均家事時間(仕事のある日)】
男性:3時間25分、女性:9時間07分
(育児・介護時間を含む)
出典:「令和6年度仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査」

広報物に載せる性別をいずれか一方に限定することはいけないことなの？

○ 女性が少ない分野について女性を取り上げる

【研究者に占める女性の割合(令和5年3月31日時点)】
割合:18.3%
出典:「令和6年版男女共同参画白書」(内閣府男女共同参画局)p139

**あなたも挑戦！
研究職！**

性別による不平等や格差、差別などを解消する目的をもって実施する事業などでは、当該事業などの対象となる方々の積極的な参加を促すため、あえて対象となる一方の性別のみを取り上げて広報するなどの工夫もあります。

02 表現の留意点 - その2 -

固定的な役割のイメージを与えてしまう

男性と女性の職業を固定しないような表現にしましょう

性別によってイメージや役割を固定化していませんか？

たとえば、「医師は男性、看護師は女性」というように性別による固定的なイメージや役割分担意識にとらわれた表現になっていないでしょうか？

「男性は△△」「女性は□□」とステレオタイプに描くことで、あるべき像の押し付けになります。男女共に多様な様子を描きましょう。

02 表現の留意点 - その2 -

たとえば…家庭のイラスト

男性も料理をするなど家事・育児・介護に男性も参画し、家族が協力して行う様子を表現しましょう。

たとえば…地域活動のイラスト

地域活動は多様な方が参加します。性別や年齢にかかわらず、対等な立場で参加している様子を表現しましょう。

たとえば…こどものイラスト

男の子も女の子もさまざまな遊びをし、服の色もそれぞれです。性別によって遊びの内容、服の色やデザインを決めつけないよう表現しましょう。

たとえば…職業のイラスト

男性も女性もさまざまな職業に就いています。特定の職業にどちらか一方の性を固定してしまわないよう表現しましょう。

02 表現の留意点 - その3 -

性別によって立場などに優劣がついていませんか？

「男性＝指導的な立場や上司」、「女性＝従属的な立場や部下」というような、性別によって立場を固定してしまう表現は避けましょう。

また、「加害者は男性、被害者は女性」、「強者は男性、弱者は女性」のように、固定的なイメージを性別と結び付けて表現してしまうことにも注意が必要です。

✕ 男性＝リーダー
女性＝部下、従属する人

○ 女性の上司、リーダーをいれる

男性も女性も
被害者になる
ことがあります。

02 表現の留意点 - その4 -

✕ 不必要に外見(若さや性的側面)を強調している

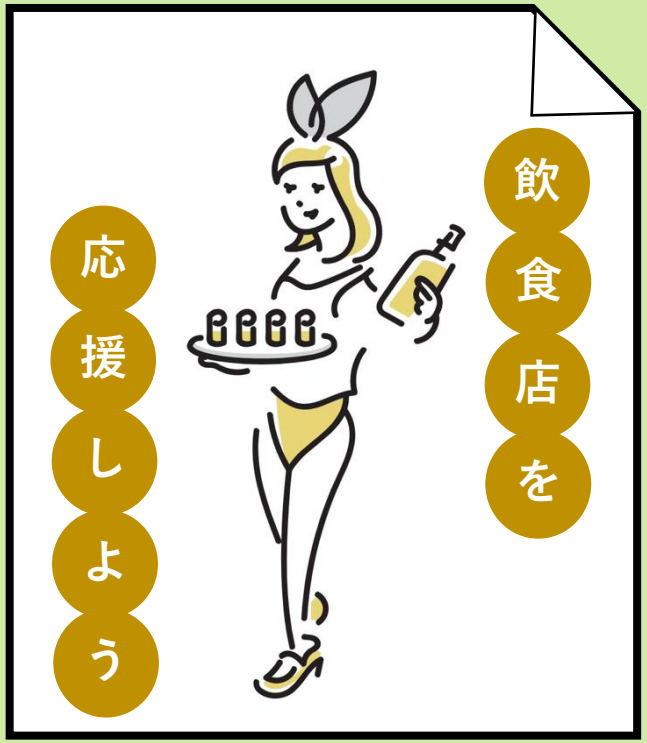

○ 伝えたい内容をよく考えて表現しましょう

目を引くだけの表現になってませんか？

伝えたい内容と関連性のない人物の写真やイラストを使うことで、伝えたいことが不明確になるとともに、その人物を飾り物として扱っていると捉えられる可能性があります。

「伝えたい内容はなにか」、「伝えたい相手は誰か」という原点に立ち返ってみましょう。

人物はアイキャッチ※に効果的ですが、シンプルに伝えられるという点では、モノも有効かもしれません。

※ 注目させるための視覚的要素のこと。広告の手法の一つ。

02 表現の留意点 - その5 -

多様性に配慮した表現となっていますか？

典型的な家族の形態とされていた「両親と子の世帯」だけでなく、「単身世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親世帯」など、家族の形態の多様化が進んでいます。

また、性別や年齢、国籍、障害の有無など、社会は多様な人々で構成されていることを意識しましょう。

○ 対象が限定されていない場合、多様性に配慮しましょう

人種や国籍が多様な人々も共に暮らしています。

02 表現の留意点 - その6 -

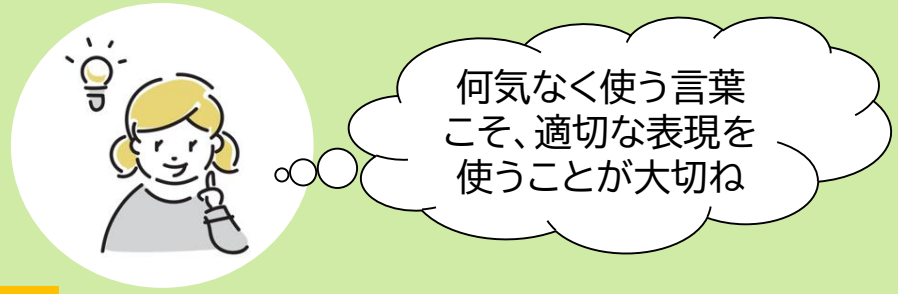

性別にかたよった言葉を使用していませんか？

見直すべき言葉の例	適切な言葉	理由
保母	保育士	法律上の名称変更や、民間会社での名称変更が行われています。
看護婦/保健婦	看護師/保健師	
スチュワーデス	客室乗務員・キャビンアテンダント	
女子大生/女医	大学生/医師	男性が一般で、女性が特殊という表現になっています。
OL・キャリアウーマン	会社員	
サラリーマン/セールスマン	会社員/販売員	男性をイメージさせ、職業等の表現として適切ではありません。
カメラマン	写真家・フォトグラファー	
主人・旦那	夫・配偶者・パートナー	男女間における主従関係や固定的な性別役割分担意識につながる印象を与える可能性があります。
家内・嫁	妻・配偶者・パートナー	
父兄	保護者	
男らしく・女らしく	（使用しない）	性別によって、個性が決めつけられる表現です。
女は愛嬌・男は度胸		

02 表現の留意点 - その6 -

「リケジョ」、「育メン（イクメン）」という言葉も耳にするけど、これらも性別にかたよった言葉？

本ガイドライン3ページに記載した事業などと同様に、性別による不平等や格差、差別などを解消する目的をもって、積極的な施策として使用されるこうした表現は、一概に不適切とは言えませんが、使用にあたっては必要性について十分検討しましょう。

「全体のうち女性（または男性）〇人」という表記はどうですか？

一方の数が中心で、他方の数が例外という印象を与えてしまいます。男女別の内訳を並列的に示すようにしましょう。また、調査等では、性別によるジェンダー分析を行うことで効果的な施策の策定につながる場合がありますが、特に必要がない場合には、性別の記載を求めないことや「回答しない」の選択肢を設けるなどの配慮も必要です。

03 気付きのポイント

４つお伝えします！

その1

「男性」と「女性」を入れ替えて、おかしいなと感じたものは、なぜそう感じたのかを考えてみましょう。アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が潜んでいるかもしれません。

その2

「男性は△△、女性は□□」という固定観念にとらわれたり、「これまで問題になっていないから大丈夫」という思考停止に陥ることなく、常に動いている社会情勢に目を向けましょう。

その3

市の広報物は市民福祉の向上を目的として作られるものです。訴求内容はなにか、訴求対象は誰かを意識しつつ、多様性への十分な配慮も求められていることに注意しましょう。

その4

制作プロセスに多様な方々が携わっていると、自然と多様な視点で確認ができます。他部署職員による確認協力を求めるなど、多様な視点を確保しましょう。

04 チェックリスト

広報物作成の際にチェックをお願いします。

確認項目		参照	確認欄
-その1-	登場人物の性別にかたよりのある表現となっていないか。	2ページ	□
-その2-	性別によりイメージや役割を固定化した表現となっていないか。	4ページ	□
-その3-	性別により立場や地位に優劣のついた表現となっていないか。	6ページ	□
-その4-	目を引くために外見等を強調する表現となっていないか。	7ページ	□
-その5-	多様性に配慮した表現となっているか。	8ページ	□
-その6-	性別にかたよった言葉を使用していないか。	9ページ	□

05 さいごに

　広報物を作成する際は、所管する制度や事業内容等を適切に遺漏なく伝えることや、関心を持ってもらうことに主眼を置くあまり、表現まで気が回らないことがあるかもしれません。

　しかし、良かれと思って作成した広報物により、不快な思いをする人や、傷つく人がいるかもしれないということは、情報発信者の責務として常に意識する必要があります。

　男女が個性と人権を尊重し合い、多様な生き方を選択することができ、その能力を十分に発揮できる「男女平等のまち」の実現に向けて、ご協力をよろしくお願いいたします。

一人ひとりに優しい表現のあり方をぜひ考えてみましょう。

※ 本ガイドラインの改訂にあたって、すでに作成されている国のガイドライン等を参考にしています。

※ イラストは「Loose Drawing」（https://loosedrawing.com）のものを使用しています。

令和7年3月　市民局　男女共同参画課

仙台市における
～男女共同参画の推進に係る基本理念～

1. 男女の人権が尊重されること。
2. 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
3. 男女が社会の対等な構成員として、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が家庭生活における活動と他の活動とを両立して行うことができるようにすること。

※ 仙台市男女共同参画推進条例より

～ 性の多様性について ～

SOGI（ソジ・ソギ）

SOGI（ソジ・ソギ）という言葉は、性の要素である性的指向（Sexual Orientation）とジェンダーアイデンティ（Gender Identity）の頭文字を組み合わせた用語で、LGBT（※）も含めたすべての人の性のあり方全般を指す言葉として使われています。

※ LGBT
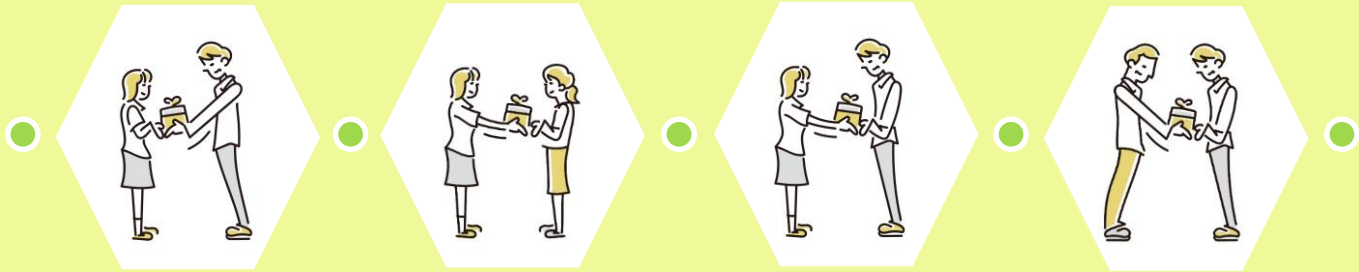
「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーのそれぞれの頭文字を組み合わせた用語で、性的マイノリティの総称としても使用されますが、これらの言葉では表現しきれない多様な「性」があります。